資料2

情報連携及びマイナポータル等について

マイナちゃん

内閣官房　番号制度推進室

資料２－１

1

情報連携関係について

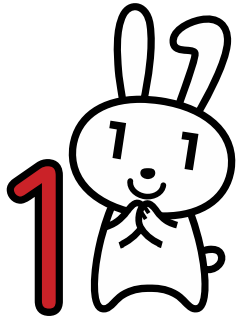

本格運用の着実な実施に向けた周知

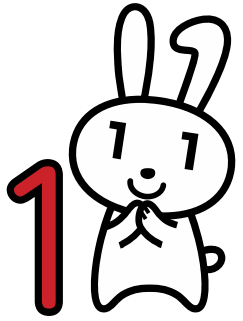

情報連携の本格運用の着実な実施について

１．情報連携の本格運用開始までの経緯について

○　平成29年４月21日、運用開始期日の想定日、対象事務、開始手順、試行運用期間における事務処理等を通知。
⇨　同年７月７日、運用開始期日を７月18日として通知。
※　同年5月24日、「平成29年4月21日府番第77号・総官企第227号「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」に関するQ&A」を発出。

○　同年11月２日、本格運用開始日を11月13日とする旨及び同日時点で情報連携可能な手続（853手続）、引き続き試行運用を行う手続（84手続）、省略可能となる書類等を通知。
※　同年11月８日、「情報連携の本格運用開始に関するQ&A」を発出。

２．総務大臣書簡について

○　平成30年１月26日、「マイナンバー制度の推進に関する総務大臣書簡」を各地方公共団体の首長宛て発出。情報連携、マイナポータル、マイナンバーカードというマイナンバー制度のインフラの最大限の活用を改めて依頼。（別添１）

３．情報連携の本格運用の着実な実施について

○　中核市以上の市区町村（政令指定都市20市、中核市48市、特別区23区、合計91市区）を対象に、情報連携による添付書類の省略状況等、平成30年１月19日時点の状況を調査したところ、システム上や運用上の準備が整っていない等の理由により、本格運用の対象事務手続であるにも関わらず、添付書類を省略していない地方公共団体が散見された。

○　地方公共団体においては、システム上や運用上の課題がある場合には早急に解決の上、情報連携による事務処理を行うことで、添付書類を省略し、当該手続の簡素化と住民負担の軽減を図って頂きたい。
※　4月５日に上記内容について内閣府及び総務省からの事務連絡により周知。（別添2）

別添１

拝啓

貴職におかれましては、御健勝にて御活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、マイナンバー制度は施行から二年余りが経過しました。平素より格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年十一月には、この制度の根幹となる「情報連携」の本格運用を開始し、行政手続等にこれまで必要であった課税証明書等の書類の添付が不要となりました。今後も順次、対象事務を増やしていく予定です。また、市区町村の子育て関係手続については、個人単位に開設できる「マイナポータル」において、電子申請を行うことが可能となっています。

情報連携等のマイナンバー利用事務の効率的な実施やマイナポータルの活用を支える役割を担っているのが「マイナンバーカード」であり、現在、全国で取得促進キャンペーンを展開していただいています。身分証としての利用に加え、オンラインで本人確認ができる公的個人認証機能を活用し、コンビニ交付やマイキープラットフォーム等の公的サービスのほか、オンラインでの口座開設やローン契約締結などの民間サービスでの利用も拡大しています。

私は、こうした取組は住民の方々の利便性の向上や行財政運営の効率化に資するものとして、少子高齢化に直面する地域社会で必要となる住民サービスの充実や地域活性化の重要な基盤になると考えています。そして、全国の住民

の方々に利便性の向上を実感していただくことが何よりも大切だと考えています。

皆様にはこれまでもお力添えをいただいているところでありますが、地域住民の方々のために、「情報連携」「マイナポータル」「マイナンバーカード」というマイナンバー制度のインフラの最大限の活用を目指し、ぜひ積極的な取組を行っていただくよう改めてお願い申し上げます。また、都道府県におかれましては、市区町村の取組のサポートをお願い申し上げます。

さらに、マイナンバーやマイナンバーカードに対する誤解を払拭することも重要です。悪用に対しては、マイナンバー利用事務における本人確認や、マイナンバーカードの偽造防止措置、暗証番号等のなりすまし防止対策等が講じられており、安全に利用していただけるようになっています。こうした点を改めて住民の皆様に知っていただくとともに、マイナンバー制度のメリットを多くの方に感じていただけるよう、一層の周知・広報をお願い申し上げます。

末筆ながら、貴職の益々の御活躍をお祈り申し上げます。

敬具

平成三十年一月二十六日

内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度担当）

総　務　大　臣

野田聖子

都道府県知事　殿

市区町村長　殿

別添２

事　務　連　絡
平成 30 年 4 月 5 日

関係都道府県社会保障・税番号制度担当課　御中

内閣府大臣官房番号制度担当室
総務省大臣官房個人番号企画室

情報連携本格運用開始後の状況調査結果を踏まえた対応について

「情報連携本格運用開始後の状況について（照会）」（平成 29 年 12 月 14 日付内閣府大臣官房番号制度担当室・総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づく情報連携の実施状況等について、ご回答いただいたところです。

ご回答中、添付書類を省略していない理由として、データ標準レイアウトの不備等に伴う各制度所管府省からの事務連絡等によることに加え、システム上や運用上の準備が整っていない、地方税関係情報の情報連携開始時期と合わせるために他の書類も省略していない、マイナンバーを収集していない等の理由が散見されました。

しかしながら、各地方公共団体においては、行政運営の効率化・手続きの簡素化による負担軽減等を目的としたマイナンバー法本来の運用として、その趣旨に則った対応を行っていただく必要があります。したがって、現時点で本格運用の対象となっている事務手続※については、データ標準レイアウトの不備により各制度所管府省からの事務連絡がある場合等を除き、仮に当該地方公共団体においてシステム上や運用上の課題がある場合には早急に解決の上、情報連携による事務処理を行うことで、添付書類を省略し、当該行政手続の簡素化と住民負担の軽減が図られるようお願いします。

※「情報連携の本格運用開始期日並びに本格運用開始時点において情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について」（平成 29 年 11 月 2 日府番第 210 号・総官参第 33 号）の別紙２に掲載の 853 事務手続

なお、個別の地方公共団体において添付書類を省略していない事務手続については、各事務手続所管府省にその情報を提供していますので、各事務手続所管府省から連絡があった際には適切にご対応いただくとともに、ご不明な点ある場合には、各事務手続所管府省に問い合わせいただきますようお願いします。

【担当】
総務省大臣官房個人番号企画室　稲垣、髙木
03-5253-5013
soumu-johoteikyo-nws@soumu.go.jp
内閣官房番号制度推進室　伏木、織屋
03-6441-3457
i.bangoseido.t8r@cas.go.jp

年金機構等に対する情報連携の抑止

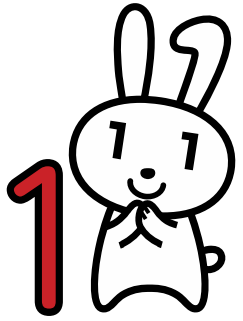

事　務　連　絡
平成 30 年 3 月 22 日

関係府省社会保障・税番号制度主管課
各都道府県社会保障・税番号制度担当課　御中

内閣府番号制度担当室
総務省大臣官房個人番号企画室

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は
全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に
対する年金関係の情報連携の抑止について

標記の件について、別添のとおり、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第７号又は第８号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）に係る課題が判明したため、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置の依頼がありました。

つきましては、機構等に対する措置として、機構等の情報連携開始に係るマスターが適用される平成 30 年３月 26 日から別途通知する日までの間は、システムによる抑止を行い、機構等に係る情報連携ができないようにしましたのでお知らせします。

なお、抑止期間中に機構等に対し情報照会を行った場合は、利用権限エラーとなります。

貴課におかれては、本事務連絡の内容を把握の上、貴府省又は貴都道府県の関係部局に周知してください。

併せて、関係府省にあっては貴府省所管で情報連携を行う行政機関及び独立行政法人等に対して、都道府県にあっては域内の市町村（特別区を含む。）並びに情報連携を行う一部事務組合及び広域連合に対して、この旨周知していただくようお願いします。

【担当】総務省大臣官房個人番号企画室　川畑、水越
（直通）03－5253－5110　（FAX）03－5253－5112
（メール）k-kawahata@soumu.go.jp、n.mizukoshi@soumu.go.jp

別添

府　番　５　９　号
年管企発０３２２第１号
総 行 福 第 ５ ４ 号
財 計 第 １ １ ４ ６ 号
２９高私行第３６号
平成３０年３月２２日

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総 務 省 大 臣 官 房 参 事 官　殿
（総務省大臣官房個人番号企画室長）

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
厚生労働省年金局事業企画課長
財 務 省 主 計 局 給 与 共 済 課 長
総務省自治行政局公務員部福利課長
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長
（公　印　省　略）

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団との年金関係の情報連携開始に係る対応について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令（平成 29 年政令第 277 号。以下「情報連携政令」という。）が平成 29 年 11 月 15 日に公布され、日本年金機構（以下「機構」という。）は、平成 29 年 11 月 17 日から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 19 条第７号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第８号に規定する条例事務関係情報提供者に該当することとなったところです。

情報連携政令の公布に伴い、機構並びに国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）が、番号利用法第 19 条第７号又は第８号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）を

平成 30 年３月以降順次実施していくことを目標に、必要となるシステム対応等を行い、平成 30 年３月 26 日をシステム上の連携開始日として準備を進めてきたところですが、今般、機構等との情報連携を実施するに当たって対処すべき課題が判明いたしました。

つきましては、平成 30 年３月 26 日以降情報連携を予定していた機構等について、当面の間、年金関係の情報連携をシステム上抑止する措置をお願いいたします。

なお、機構等との情報連携の抑止の解除については、課題への対処の状況を踏まえ、準備が整った段階で改めて依頼いたします。

別添

（参考）年金関係の情報連携を実施するに当たって対処すべき課題

１　機構の業務管理面の課題

機構の外部委託業者の業務が適切でなかった事案があったことを受け、機構において外部委託事業者に対する監督体制の在り方の見直しを図る必要がある。

２　機関間試験において把握された課題

機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、適切に情報照会できない不具合が起こることが判明している。

３　情報照会機関における事務運用に係る課題について

年金制度は複雑であり、かつ、年金額に関する情報については、情報連携で提供される情報項目が極めて多く、その解釈も難しいことによる地方公共団体等の情報照会機関における事務運用上の懸念がある。

※２、３の詳細な内容等については、今後、デジタルＰＭＯ等を通じて関係機関にお知らせする。

事　務　連　絡
平成 30 年 5 月 17 日

厚生労働省
　政策統括官付情報化担当参事官室
　年金局事業企画課
　健康局難病対策課
　社会・援護局障害保健福祉部企画課
　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
財務省主計局給与共済課
総務省
　自治行政局公務員部福利課
　自治行政局公務員部福利課安全厚生推進室
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
御中

内閣官房番号制度推進室
総務省大臣官房個人番号企画室

特定個人情報 85 番の情報連携に関する取扱いについて

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号又は第 8 号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供（以下「情報連携」という。）に係る課題が判明したため、平成 30 年 3 月 26 日から別途通知する日（以下「年金関係情報連携開始日」という。）までの間、システムによる抑止を行い、機構等に係る年金関係の情報連携ができないよう対応しているところです。

当該課題の一つとして、機構等と地方自治体等との間での機関間試験において、一部の事務手続について、データ標準レイアウト様式 A3 の有効開始日として設定されている日以前の情報が照会できない不具合が起こることが把握されているところです。

このうち、特定個人情報 85 番「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」については、関係機関と協議の結果、課題を解消することが技術的に困難であるため、当該特定個人情報を照会する事務手続（別紙参照）については、平成 32 年 7 月（注）又は年金関係情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携を行わず、現行どおりの事務運用とする方針とします。

（注）情報照会事務所管府省等に調査の結果、データ標準レイアウト様式 A3 の有効

開始日（2018/3/25）として設定されている日以降の情報により事務運用が可能となる時期

したがって、情報提供機関における副本登録、機関間試験については、平成32年7月までに実施願います。（実施済の場合は、追加の対応は不要です。）

なお、副本登録については、平成30年3月25日より前に資格喪失している場合は、情報照会不可となりますので、副本登録を実施いただく必要はございません。（実施済の場合は、特に対応いただく必要はございません。）

貴課におかれては、本事務連絡の内容を把握の上、当該特定個人情報に係る情報連携を行うこととなる地方公共団体又は行政機関及び独立行政法人等に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】
内閣官房番号制度推進室　横井、野々部、新井、高見
（電話番号）03－6441－3479 又は 3480

（別紙）特定個人情報 85 番「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報」を照会する事務手続一覧

管理番号	事務手続名
7-133	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
7-134	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
7-135	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
7-136	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
7-137	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
7-138	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定
7-139	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
7-140	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
7-141	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
7-142	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
7-143	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
7-144	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定
7-145	障害児入所医療費の支給決定
7-146	障害児入所医療費の支給決定
7-147	障害児入所医療費の支給決定
7-148	障害児入所医療費の支給決定
7-149	障害児入所医療費の支給決定
7-150	障害児入所医療費の支給決定
8-88	肢体不自由児通所医療費の支給決定
8-89	肢体不自由児通所医療費の支給決定
8-90	肢体不自由児通所医療費の支給決定
8-91	肢体不自由児通所医療費の支給決定
8-92	肢体不自由児通所医療費の支給決定
8-93	肢体不自由児通所医療費の支給決定

試行運用を行っている事務等の運用スケジュール

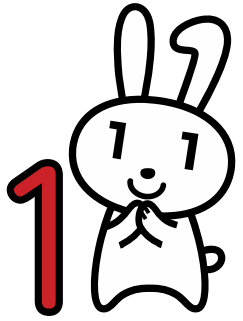

試行運用継続手続の本格運用に向けた状況について

○ 課題への対応のため、平成29年11月13日から本格運用に移行せず、試行運用を継続することとした以下の事務手続の対応状況・本格運用開始までのスケジュール等は下記のとおり。

事務手続	障害者手帳の情報を照会する事務	高額介護合算療養費等の支給事務	特別支援教育就学奨励費の支給事務
課題の概要	○ 手帳所持者が転居した際に届出を適切に行っていないこと等により、マイナンバーの取得ができず副本の登録が不十分であった。 ○ 一部の都道府県等は、手帳交付台帳に記載されている氏名・住所等を用いて住基ネット等を検索していなかった。	○例年、２～３月に１年分の支給を行う事務であるため、試行運用期間に情報連携を行うことができなかった。 ○ 共済組合や一部の医療保険者において情報連携が開始されておらず、対応が複雑化するおそれがあった。	○ 副本登録や要件審査の方法に課題が寄せられており、試行運用が十分行われていない可能性があった。
対応状況	○ 情報連携エラーが発生した場合、お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ問い合わせるよう促す。 ○ 各都道府県等障害福祉担当部局へ住基ネット等の検索を依頼。 ○ 「居住地等変更届」の提出を促すチラシ等を作成、公共交通機関等に周知協力を依頼。	○ 試行運用継続期間において、可能な範囲で支給事務に係る情報連携を実施。	○ 運用上の留意点等をまとめ、平成29年10月30日に事務連絡を発出。 ○ その後寄せられた意見等を踏まえ、当該事務連絡を更新し、平成30年１月26日に周知。 ○ 平成30年２月８日に都道府県の当該事務担当者を集め、運用等に係る説明会を実施。
本格運用開始までのスケジュール等	○ 平成30年４月、副本登録状況を改めて調査中。調査結果を踏まえて、本格運用への移行時期等について判断。	○ 平成30年度申請分（平成29年８月～平成30年７月診療に係る申請分）から本格運用開始予定。 （実際に支給事務が行われるのは、平成31年４～５月頃（※）） ※制度改正に伴い、従来までと支給時期が変更。	○ 平成30年４月より本格運用開始。 ※ 今後、各自治体からの意見等を踏まえ、平成31年７月向けデータ標準レイアウト改版を予定（情報照会に係る必要項目の追加、情報提供に係る不要な項目の削除）

DV等被害者への対応の周知

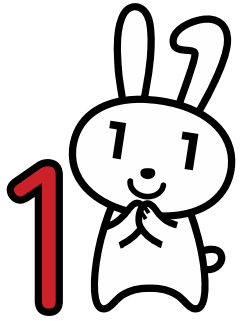

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定について（１）

DVや虐待等の被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下、「DV・虐待等被害者」という。）に係る情報連携に当たっては、不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定について、遺漏なく設定頂くよう改めてお願いするもの。

１．発出済みの事務連絡

① 平成29年７月13日付け事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する基本的な対応等について」
② 平成29年７月14日付け事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する事例の送付について」
③ 平成29年８月９日付け事務連絡「マイナポータル「お知らせ機能」の利用における留意事項について」
④ 平成29年11月８日付け事務連絡「DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定に関する留意事項について」

※①②④は、内閣官房番号制度推進室・総務省大臣官房個人番号企画室 発出、
③は、内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室 発出。

２．設定対象者

ア DV・虐待等被害者であって、 イ 加害者の下から避難先市町村に避難しており、
ウ 不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定を申し出る者

※避難先市町村に住民票を移しているか、住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置の対象者であるか否かを問わない。
※ア・イに該当し、不開示コード等の設定を要することが明らかな場合（例：住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置の対象者）には、ウの申出の有無に関わらず設定。

３．想定されるケース

①加害者が自らの情報提供等記録※を確認することにより避難先市町村等が判明するケース
※DV・虐待等被害者が行う手続に関し、避難先市町村から避難元市町村の加害者に係る情報連携を行った記録
②加害者が代理人等として※被害者の自己情報又は情報提供等記録を確認することにより避難先市町村等が判明するケース
※マイナンバーカードを置いたまま避難している／マイナポータルにおいて代理人設定している場合を想定

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定について（２）

４．地方公共団体における基本的な対応

Ⅰ 窓口において手続を行う際にDV・虐待等被害者から申出があれば、２の要件への該当性を確認

※（再掲）ア・イに該当し、不開示コード等の設定を要することが明らかな場合（例：住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置の対象者）には、ウの申出の有無に関わらず設定。

Ⅱ 当該被害者に係る情報照会又は当該被害者が行う手続で加害者に係る情報照会を行う場合には、照会の都度「不開示コード」を設定。

Ⅲ 以下の場合には、それぞれ下記の内容を説明の上、手続が完了するまでの間、当該被害者に係る副本データについて被害者の団体内統合宛名単位（個人単位）で「不開示該当フラグ」及び「自動応答不可フラグ」を設定。

（１）マイナンバーカードを置いたまま避難している場合

カード停止の連絡、必要な場合にはマイナンバーの変更・ カードの再交付を行うよう説明。

（２）加害者をマイナポータルの代理人に設定している場合

マイナポータルの代理人設定解除を行うよう説明。

５．情報の共有・周知徹底

① 全ての情報連携事務所管課において、設定対象者を覚知し得る旨及び上記内容について周知を徹底して頂きたい。

② 設定対象者に係る情報の共有の手段、ルート等を確立して頂きたい。また、可能な限り、情報照会の都度、設定対象者であることがシステム等により確認できる措置を検討することが望ましい。

③ 窓口ごとに判断にばらつきが生じないよう、機関内における具体的事例について共有を図って頂きたい。

④ 情報連携を行った後に設定対象者に該当することが判明した場合、速やかに当該情報提供等記録を不開示とする旨の記録の追記を行って頂きたい。

DV・虐待等被害者に係る不開示コード等の設定について（３）

６．都道府県における対応等

・特に、都道府県間又は国等機関・都道府県間での情報連携を行う事務において申請等を受け付ける際に、申請様式等に、「住民基本台帳制度における支援措置の対象者である等、マイナンバー制度における情報連携の記録を不開示としたい」か否かを確認する欄を設ける等により、必要な方には申出につながる対応を検討して頂きたい。

・市町村においても、必要に応じて同様の対応を検討して頂きたい。

※チェックボックスによる対応例

マイナンバー制度では、ＤＶ・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のチェックボックスを記入してください。 □

※記入いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

７．書面での開示請求を受けた場合の対応

・書面で情報提供等記録の開示請求がなされた場合には、当該開示請求の対象となる情報提供等記録が、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステム運営主体の３者において、各機関が把握しているDV・虐待等被害者の居住地につながる情報などの不開示情報に該当するか否かを相互に確認の上、必要に応じてマスキングをして対応する必要がある。

（事務フローの概要は下図のとおり。詳細は平成29年11月８日付け事務連絡を参照）

1．情報照会者から各機関に確認依頼

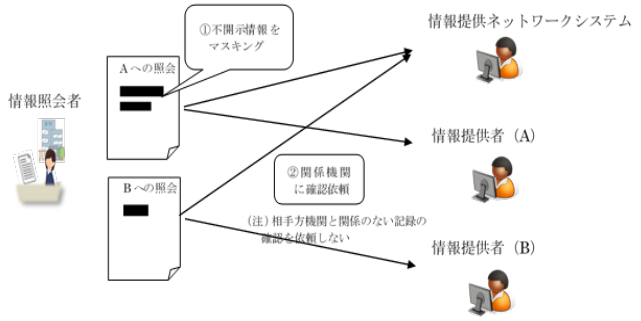

2．各機関から情報照会者に返送

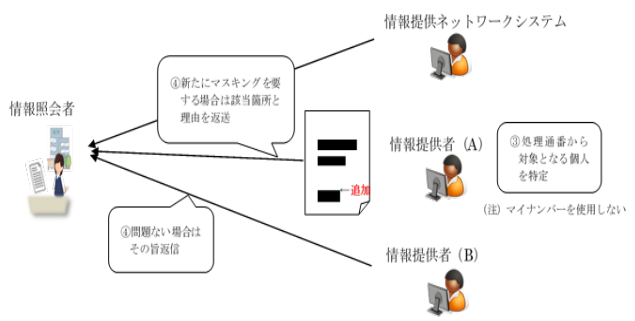

3．確認結果を受けた対応

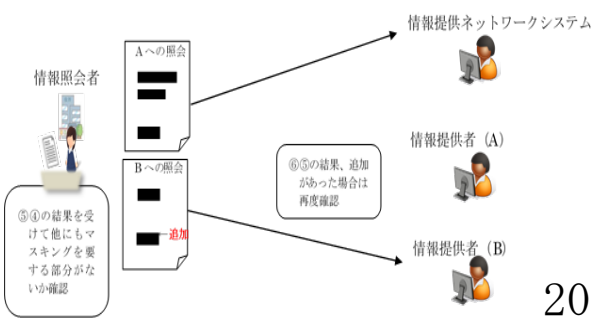

データ標準レイアウトの改版、主務省令の改正スケジュール

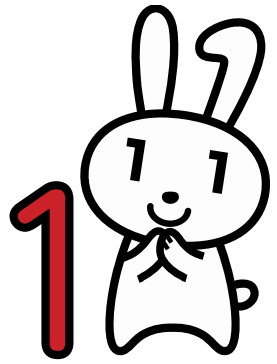

目次

１．平成30年７月向けデータ標準レイアウト改版等に係る試行運用について

２．情報連携対象事務手続数の変遷（イメージ）

３．正本及び副本登録・更新に係る基本ルールについて

４．データ標準レイアウトの改版に伴う副本登録方法について

５．地方税関係情報における平成30年７月向けデータ標準レイアウト改版に伴う対応について

６．データ標準レイアウト関連様式の改版サイクルについて

７．次回改版（平成31年7月情報連携開始）スケジュールについて

８．（参考）別表第二主務省令のこれまでの改正経過と今後のスケジュールについて

９．平成31年７月向けデータ標準レイアウト改版の主な内容について

平成30年７月向けデータ標準レイアウト改版等に係る試行運用について

１．試行運用の対象とする事務手続について

○　以下の事務手続については、試行運用（※）を行った上で本格運用に移行することを想定している。

（※）・申請者等から従来通り添付書類の提出を受けた上で、情報提供ＮＷＳを使用した事務処理の結果と従来の添付書類を用いた事務処理の結果との間で齟齬がないか確認・検証するもの。
（「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」平成29年４月21日府番第77号・総官企第227号）

（１）データ標準レイアウト項目の不足やシステム整備の時期により、平成29年７月からの試行運用を行うことができなかった事務手続

（２）法令改正等により新たに情報連携の対象となった事務手続

（３）その他　　データ標準レイアウトの改版により、各府省において事務運用上特にその必要が認められる事務手続

○　試行運用期間は原則３か月とするが、各府省と調整の上、３か月より短い期間とする場合がある。

２．その他

○　試行運用の対象事務手続等について、各府省等と調整・整理の上で5月18日に通知したところ。今後、各府省から具体的な事務運用等が示されるので、地方公共団体におかれては情報に御留意頂きたい。

○　また、その他のデータ標準レイアウトの平成30年７月改版の対象事務手続についても、必要に応じて各府省から地方公共団体等に事務運用等が示されるので、同様に情報に御留意頂きたい。

○　本格運用への移行については、各府省において試行運用の状況を確認の上判断し、地方公共団体等に通知する。

情報連携対象事務手続数の変遷（イメージ）

５月現在

※赤字数字は、事務手続数

※手続数は精査中

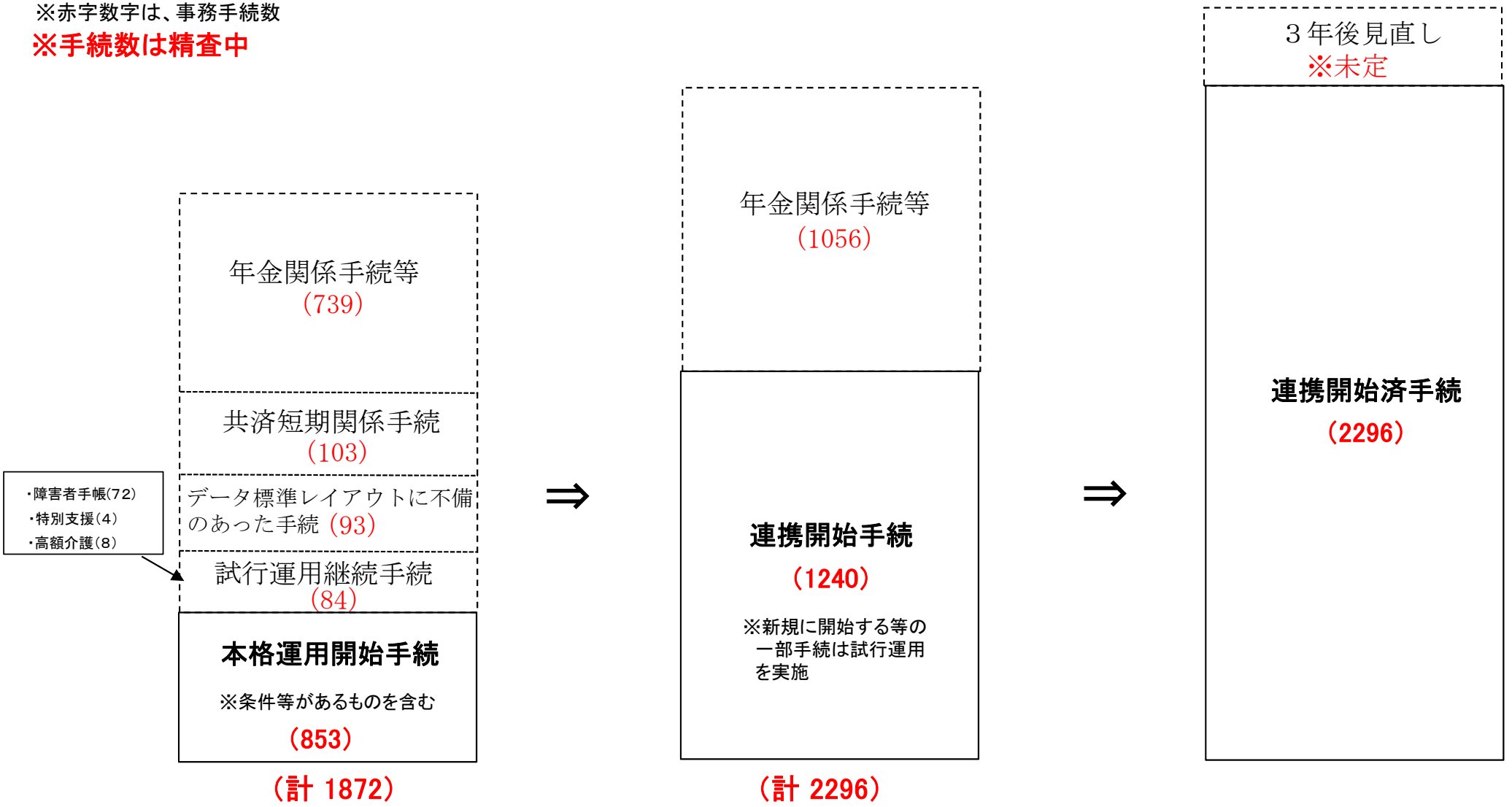

平成２９年１１月本格運用

平成３０年７月

≪データ標準レイアウトの改版≫
≪共済(短期)の連携開始≫
≪データ標準レイアウトに不備のあった手続の連携開始≫
≪試行運用継続手続≫

現行法に基づく情報連携の完成～

≪年金関係手続の連携開始≫
≪平成31年度以降開始する手続の連携開始≫
≪マイナンバー法施行3年後見直しによる利用範囲の拡大（平成31年通常国会法案提出予定）≫

正本及び副本登録・更新に係る基本ルール

第1.10版
赤字部分更新

- 正本データ及び副本データの登録（更新）に係る基本ルールは以下のとおり。
- 各制度において、下記の基本ルールに則ることが困難である場合等については、それぞれの制度所管府省において、特定個人情報ごとに個別ルールを設定する。

基本ルール	
1．正本の登録期限	✓ 提供すべき情報が確定した日（当該提供すべき情報に係る処分の内容が確定した日等）に即日、データの確定又は正本データを登録（更新）するものとする。
2．副本の登録期限	✓ 正本データが確定又は登録（更新）された日の翌々開庁日の業務開始前までに、中間サーバーの副本データを登録（更新）するものとする。 ※やむを得ない事情により、情報照会を受けた都度、提供データの登録を行う場合には、あらかじめ「即時応答不可」である旨を、各団体の中間サーバーに設定しておくこと。その場合の提供期限については、通常の副本の更新期限と同じく、照会を受けた日の翌々開庁日の業務開始前までに、中間サーバーへの副本登録を行う。
3．情報連携開始時点の情報提供対象	✓ 平成28年1月1日以降の特定個人情報を情報提供対象とする。 ※処分の内容が遡及して変更されたこと等に伴い、副本データの内容が変更されている場合は、当該変更後の照会時点のデータを提供する。
4．情報提供すべき年の範囲	✓ ５年分とする。原則、中間サーバーに副本データを事前登録するものとする。 ✓ なお、５年を経過した副本データについては、中間サーバーの容量制限や各機関の情報管理規程等に基づき必要に応じ削除対応を行う。

※ 本書では既存業務システムに格納する確定データを「正本データ」、中間サーバーに格納するデータを「副本データ」と表記する。

データ標準レイアウトの改版に伴う副本登録方法について

➢データ標準レイアウトの改版に伴う副本登録方法のパターンを以下に示す。

➢情報保有機関における具体的な副本登録スケジュール等については、各中間サーバー運営主体にて検討を行い、必要に応じ関係機関に周知を行うものとする。

➢特定個人情報毎の副本登録の切替パターン及び補足説明は別紙参照。

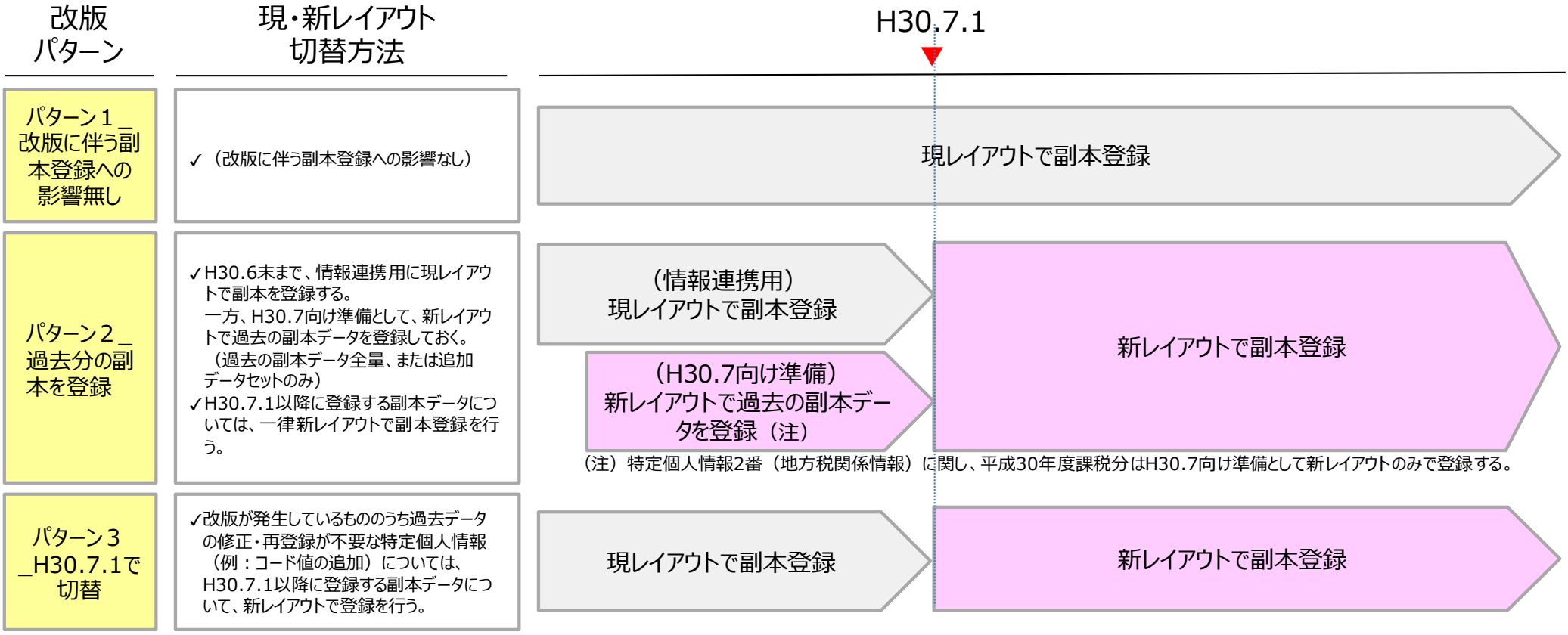

2018/2/28 時点

追加	変更	廃止	特定個人情報番号	特定個人情報名	副本登録の切替パターン		主務省庁	版番号
					切替パターン	補足説明		
			1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（改版無し）	－	総務省	4.0
	○		2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	パターン２_過去分の副本を登録	H30.7新版のレイアウトに対し、過去分含めて再登録（旧版は廃止）　※H30年度課税情報については、新レイアウトのみで登録	総務省	4.0
	○		3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	パターン１_改版に伴う副本登録への影響無し	様式Bのレイアウト備考に修正が行われているが、副本登録への影響は無し	内閣府	3.1
	○		4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.1
	○		8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	パターン２_過去分の副本を登録	H30.7において追加されたデータセットに対し、過去分を含めて登録	厚生労働省	6.1
			9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	2.0
	○		10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
			12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.0
			15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	5.0
	○		16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.1
			17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.0
			18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.0
	○		19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.1
	○		20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	パターン１_改版に伴う副本登録への影響無し	様式Bのレイアウト備考に修正が行われているが、副本登録への影響は無し	厚生労働省	4.1
	○		21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	パターン２_過去分の副本を登録	H30.7新版のレイアウトに対し、過去分含めて再登録（旧版は廃止）	厚生労働省	5.0
	○		23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
	○		24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
	○		25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	2.1
			26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.0
			27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
			28	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報	（改版無し）	－	文部科学省	4.0
			29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	（改版無し）	－	文部科学省	3.1
			30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	（改版無し）	－	文部科学省	3.0
	○		31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録 ※「被保険者証記号番号（TK00003100004880）」については、H30.6以前のデータも全角で登録	厚生労働省	5.1
	○		33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
			34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.0

2018/2/28 時点

追加	変更	廃止	特定個人情報番号	特定個人情報名	副本登録の切替パターン		主務省庁	版番号
					切替パターン	補足説明		
	○		35	健康保険法第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
	○		36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン１_改版に伴う副本登録への影響無し	様式Bのレイアウト備考に修正が行われているが、副本登録への影響は無し	厚生労働省	5.1
	○		37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録 ※「被保険者証記号番号（TK00003700003280）」については、H30.6以前のデータも全角で登録	厚生労働省	5.1
	○		38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録 ※「被保険者証記号番号（TK00003800002270）」については、H30.6以前のデータも全角で登録	厚生労働省	5.1
	○		39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録 ※「被保険者証記号番号（TK00003900002370）」については、H30.6以前のデータも全角で登録	厚生労働省	5.1
	○		43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録 ※「被保険者証記号番号（TK00004300000640）」については、H30.6以前のデータも全角で登録	厚生労働省	5.1
	○		44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン１_改版に伴う副本登録への影響無し	様式Bのレイアウト備考に修正が行われているが、副本登録への影響は無し	厚生労働省	4.1
	○		45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン１_改版に伴う副本登録への影響無し	様式Bのレイアウト備考に修正が行われているが、副本登録への影響は無し	厚生労働省	5.1
	○		46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
	○		47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	4.1
	○		49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.1
	○		50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	5.1
			51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
	○		52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	パターン２_過去分の副本を登録	H30.7において追加されたデータセットに対し、過去分を含めて登録（自治体提供分） ※地方公務員災害補償基金が提供する分については、改版無し	厚生労働省	5.1
	○		53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	－	－	厚生労働省	4.0
	○		54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	－	－	厚生労働省	6.0
			55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	5.0
			56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
			57	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	5.0
			58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
			59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
	○		64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	－	－	厚生労働省	5.0
			65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
			68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	4.0

2018/2/28 時点

追加	変更	廃止	特定個人情報番号	特定個人情報名	副本登録の切替パターン		主務省庁	版番号
					切替パターン	補足説明		
			69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	（改版無し）	－	総務省	4.0
	○		72	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	パターン１_改版に伴う副本登録への影響無し	様式Bのレイアウト備考に修正が行われているが、副本登録への影響は無し	厚生労働省	5.1
	○		74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	2.1
			75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
	○		78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	4.1
			80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	3.0
	○		81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録 ※「被保険者証記号番号（TK00008100000270）」については、H30.6以前のデータも全角で登録	厚生労働省	3.1
	○		82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	2.1
	○		83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	パターン３_H30.7.1で切替	H30.7.1以降に登録する副本につき、新レイアウトの内容に沿って登録	厚生労働省	3.1
			84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	（改版無し）	－	厚生労働省	1.0
○			85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	―	国・その他機関及び地方公共団体が新規に情報提供を開始	厚生労働省	1.0

＜「平成30年7月データ標準レイアウト改版」に伴う地方公共団体が提供する特定個人情報の版番号変更、副本登録方針＞

特定個人情報番号	特定個人情報名	主務省庁	情報提供者機関種別	版番号変更方針	過去分の副本登録方針
2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	総務省	市町村長	メジャー改版のままとする	H30.7新版のレイアウトに対し、過去分含めて再登録（旧版は廃止）
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	厚生労働省	都道府県知事又は市町村長	メジャー改版をマイナー改版に変更する	H30.7において追加されたデータセットに対し、過去分を含めて登録
19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	厚生労働省	都道府県知事等	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	厚生労働省	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	メジャー改版のままとする	H30.7新版のレイアウトに対し、過去分含めて再登録（旧版は廃止）
24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	厚生労働省	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	厚生労働省	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	厚生労働省	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
35	健康保険法第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	健康保険法第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	厚生労働省	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	厚生労働省	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	厚生労働省	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	H30.7において追加されたデータセットに対し、過去分を含めて登録
78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	厚生労働省	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要
83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	厚生労働省	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	メジャー改版をマイナー改版に変更する	不要

※H30.7向け改版により追加となる特定個人情報52の有効開始日は「2018/3/26」となっておりますが、地方公共団体が提供する「障害児福祉手当支給情報」「特別障害者手当支給情報」「福祉手当（経過的福祉手当）支給情報」については、平成30年7月より新規に情報連携を開始いたしますので、それまでに副本登録を行っていただくこととなります。

※H30.7向け改版により追加となる特定個人情報85の有効開始日は「2018/3/25」となっておりますが、地方公共団体が提供する「特別児童扶養手当の支給情報」「障害児福祉手当支給情報」「特別障害者手当支給情報」「福祉手当（経過的福祉手当）支給情報」については、平成30年7月より新規に情報連携を開始いたしますので、それまでに副本登録を行っていただくこととなります。

【H30.5.18追記】特定個人情報85は、有効開始日に不備があり、当該特定個人情報を照会する事務手続については、平成32年7月又は年金関係情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携を行わず、現行どおりの事務運用とする方針としましたので、平成30年5月18日デジタルPMO公開の事務連絡及び制度所管府省から発出されている事務連絡をご参照のうえ、ご対応願います。

※H30.7向け改版でメジャー改版となっている国機関が提供する特定個人情報49、53、54、64については、関連制度所管府省と協議の結果、特定個人情報49は「メジャー改版をマイナー改版に変更」（過去分の副本登録不要）し、特定個人情報53、54、64については「メジャー改版のままとする」取扱いといたします。

事　務　連　絡
平成 30 年２月 26 日

各都道府県市区町村担当課　御中

総務省自治税務局市町村税課

地方税関係情報における平成 30 年７月のデータ標準レイアウトの
改版に伴う対応について（依頼）

情報提供ネットワークシステムにより情報提供される地方税関係情報については、平成 30 年７月にデータ標準レイアウトの改版を行うこととしており、当該改版により、データ項目の追加等を行うこととなります。

このことにより、平成 29 年度及び平成 30 年度の地方税関係情報については、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づき、平成 30 年６月末までに副本の登録が必要となります（なお、平成 30 年度の地方税関係情報を当該改版前のデータ標準レイアウトに登録する必要はありません。）。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対し、当該データ標準レイアウトの改版に伴い、地方税関係情報の副本を登録する際は、以下の留意事項を踏まえ、適切に対応するよう周知方お願いします。

1　「市町村民税_税額控除前所得割額」「市町村民税_調整控除額」「市町村民税_調整額」「市町村民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額」のデータ項目の追加

地方税関係情報を照会する事務手続において、特定の税額控除のみを適用した所得割額を算出する必要があることから、上記のデータ項目を追加することとしている。

よって、平成 29 年度及び平成 30 年度の地方税関係情報について、当該データ項目を含め、正確に登録すること。

2　「市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】」「市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】」「市町村民税所得割額【税源移譲前】」のデータ項目の追加

平成 30 年度の個人住民税から、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率が道府県民税２％、市民税８％となる。これにより、指定都市と他の市区町村で適用される税率が異なることとなるが、市町村民税所得割額等を給付要件や利用者負担の決定等の基準として利用している福祉・教育制度等において、税源移譲前の税率を用いて算出した市民税所得割額等を利用できるようにするため、上記のデータ項目を追加することとしている。

よって、平成 30 年度の地方税関係情報に係る当該データ項目について、指定都市においては、税源移譲前（平成 29 年度以前）の税率で算出した市町村民税所得割額等を登録し、指定都市以外の市区町村においては、「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値）」を登録すること。

また、平成 29 年度の地方税関係情報に係る当該データ項目については、全ての市区町村において、「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値）」を登録すること。

3　「住民登録外課税の有無」「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目の追加

住民登録外課税された者の地方税関係情報を取得するためには、住民登録外課税を行った市区町村（課税団体）に対し、地方税関係情報に係る照会を行う必要があることから、住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村においては、地方税法第 294 条第３項の規定に基づき住民登録外課税を行った市区町村から送付される住民登録外課税通知により、住民登録外課税を行った市区町村の市区町村コードを登録することとし、上記のデータ項目を追加することとしている。

よって、市区町村は、住民登録はあるが、他市区町村にて住民登録外課税された者の副本を登録する場合は、「住民登録外課税の有無」のデータ項目に「１:他市で課税されている者」を、「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目に「住民登録外課税地の市区町村コード（６桁)」を、市町村民税・道府県民税均等割額及び所得割額のデータ項目に、「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値)」を登録すること（その他のデータ項目については、「４　未申告者及び無所得者に係る副本の登録」の後段を参照すること。)。

また、地方税法第 294 条第１項第１号に該当する者及び同条第３項の規定に基づき住民税を賦課する者については、「住民登録外課税の有無」のデータ項目に「０:初期値」を、「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目に「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値)」を登録すること。

ただし、平成 29 年度の地方税関係情報に係る住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村における副本登録については、「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」（平成 28 年 11 月 28 日付け総税市第 90 号総務省自治税務局市町村税課長通知）による取扱いを継続することとし、当該者に係る副本の登録は行わないこと。

４　未申告者及び無所得者に係る副本の登録

未申告者及び無所得者に係る副本の登録については、平成 30 年７月のデータ標準レイアウトの改版後においても、平成 29 年 10 月 26 日付け総務省自治税務局市町村税課事務連絡「地方税関係情報の副本登録の徹底について（依頼)」で示したとおり、市町村民税・道府県民税均等割額及び所得割額のデータ項目について、未申告者は「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値)」、無所得者は「０」で登録すること。

なお、他のデータ項目については、「０」又は「ReasonOfNull 属性 NotAcceptable（属性値)」を登録すること（特定個人情報コード値一覧において、入力コードが指定されている項目を除く。)。

5　平成 30 年７月のデータ標準レイアウト改版後の平成 29 年度の地方税関係情報の副本の再登録

平成 29 年度の地方税関係情報については、改版前のデータ標準レイアウトに基づき副本の登録が行われているが、平成 30 年７月のデータ標準レイアウトの改版後は、改版前のデータ標準レイアウトに基づき登録された副本情報の提供が不可能になるため、改版後のデータ標準レイアウトに基づき、平成 29 年度の地方税関係情報についても再登録する必要がある。

ただし、個別のデータ項目の副本登録に係る留意事項については、上記の１から４を参照すること。

【担当】
総務省自治税務局市町村税課
住民税第三係　　三好
TEL：03-5253-5111（内線 23528）

事　務　連　絡
平成 30 年 3 月 9 日

各府省社会保障・税番号制度主管課　御中

総務省自治税務局市町村税課

平成 30 年 7 月のデータ標準レイアウトの改版に伴う地方税関係情報の照会における留意事項について（周知依頼）

情報提供ネットワークシステムに係るデータ標準レイアウトは、平成 30 年 7 月に改版を行うこととされていることから、平成 30 年度の地方税関係情報については、平成 30 年 6 月末までに地方税当局において、当該改版後のデータ標準レイアウトに基づき副本を登録し、平成 30 年 7 月 2 日から情報提供が可能となります（なお、平成 30 年度に適用される税制改正の内容を現行のデータ標準レイアウトに反映できないこと等から、改版前のデータ標準レイアウトに基づく副本の登録は行わないこととしています。）。

そのため、平成 30 年度の地方税関係情報については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の趣旨を踏まえ、上記のデータ標準レイアウトの改版スケジュールを前提に、情報連携による照会により対応いただくようお願いします。

なお、各府省が所管する事務の根拠法令等の規定により、平成 30 年 6 月中に地方税関係情報の照会を行わなければ当該事務を遂行できないものについては、必要に応じて別途当課に御相談ください。

また、当該改版による地方税関係情報の副本に係る留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、各府省におかれましては、情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報を照会する地方団体及び各府省所管の独立行政法人等に対し、周知方お願いします。

なお、上記の内容については、内閣官房番号制度推進室と調整済であることを申し添えます。

記

1　指定都市における個人住民税所得割の標準税率の改正に伴うデータ項目の追加

平成 30 年度から、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者について、個人住民税所得割の標準税率が道府県民税２％、市民税８％（改正前は道府県民税４％、市民税６％）となることとしている。これにより、指定都市と他の市区町村で適用される税率が異なることとなるが、市町村民税所得割額等を給付要件や利用者負担の決定等の基準として利用している福祉・教育制度等において、税源移譲前の税率を用いて算出した市民税所得割額等を利用できるようにするため、「市町村民税_所得割額【税源移譲前】」「市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】」「市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】」のデータ項目を追加することとしている。

よって、地方税関係情報を照会する事務所管課におかれては、給付額等の決定の際に基準とする所得割額等に留意の上、提供される情報を使用していただきたい。

2　住民登録外課税された者に係るデータ項目の追加

平成 30 年度の地方税関係情報から、「住民登録外課税の有無」「住民登録外課税者の課税地市区町村コード」のデータ項目を追加することとし、住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村において、当該データを登録することとしている。これにより、当該者に係る情報照会については、住民登録地の市区町村に照会し、住民登録外課税地を特定した上で、当該課税を行った市区町村（課税団体）に再度照会を行い、地方税関係情報を取得することとなるため、留意していただきたい。

ただし、平成 29 年度の住民登録外課税者に係る副本登録の取扱いについては、住民登録外課税された者の住民登録地の市区町村において、当該者の副本は登録しないこととし、平成 29 年度に住民登録外課税された者に係る地方税関係情報の照会については、「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」（平成 28 年 11 月 28 日付け総税市第 90 号総務省自治税務局市町村税課長通知）に基づく平成 29 年度の対応を継続することとなる。

【担当】
総務省自治税務局市町村税課
住民税第三係　　三好
電話：03-5253-5111（内線 23528）

データ標準レイアウト関連様式の改版サイクルについて

＜改版サイクルのポイント＞

○主務省令と新様式の整合性確保	主務省令改正と同時に新様式改版とする運用の徹底
○自治体への意見照会期間(約1か月)の設定	既存システムへの事前影響確認、および改版内容の精度向上による手戻りの低減
○年次改版と定期改版による運用	法改正に基づく改版(年次)と機関追加/統合/廃止（定期）の分離

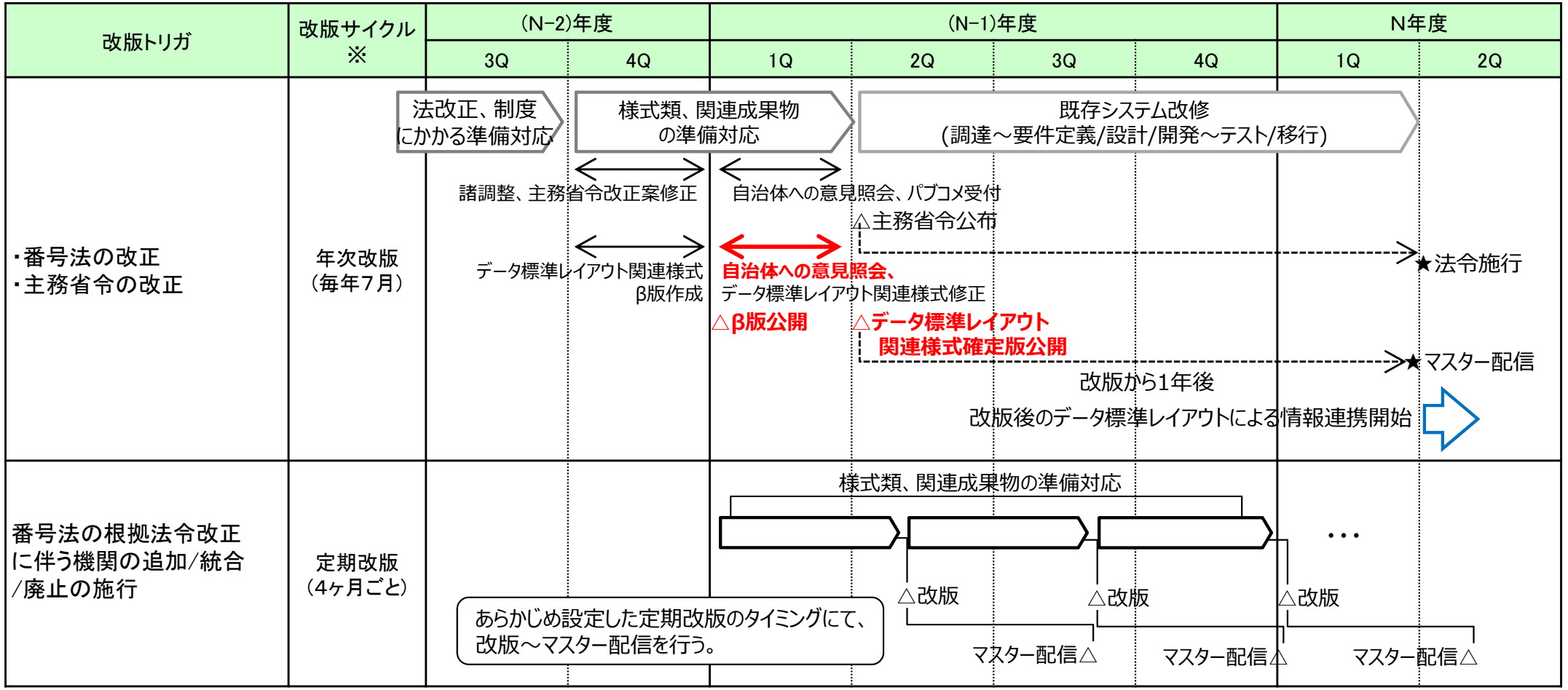

※原則、上記の運用とするが、緊急で改版が必要となった場合は、その重要性と影響度等を鑑み、別途個別協議の上、対応とする。

次回改版（平成３１年7月情報連携開始）スケジュールについて

＜次回改版スケジュール＞

○平成30年4月中旬・・・・・データ標準レイアウト関連様式β版デジタルPMO公開
○平成30年4月中旬～5月中旬・・・・・自治体への意見照会
○平成30年6月末・・・・・データ標準レイアウト関連様式確定版デジタルPMO公開
○平成３１年６～7月・・・・・法令施行、情報連携開始
※テスト実施・マスター配信時期等のスケジュール詳細は、別途、総務省個人番号企画室より提示予定

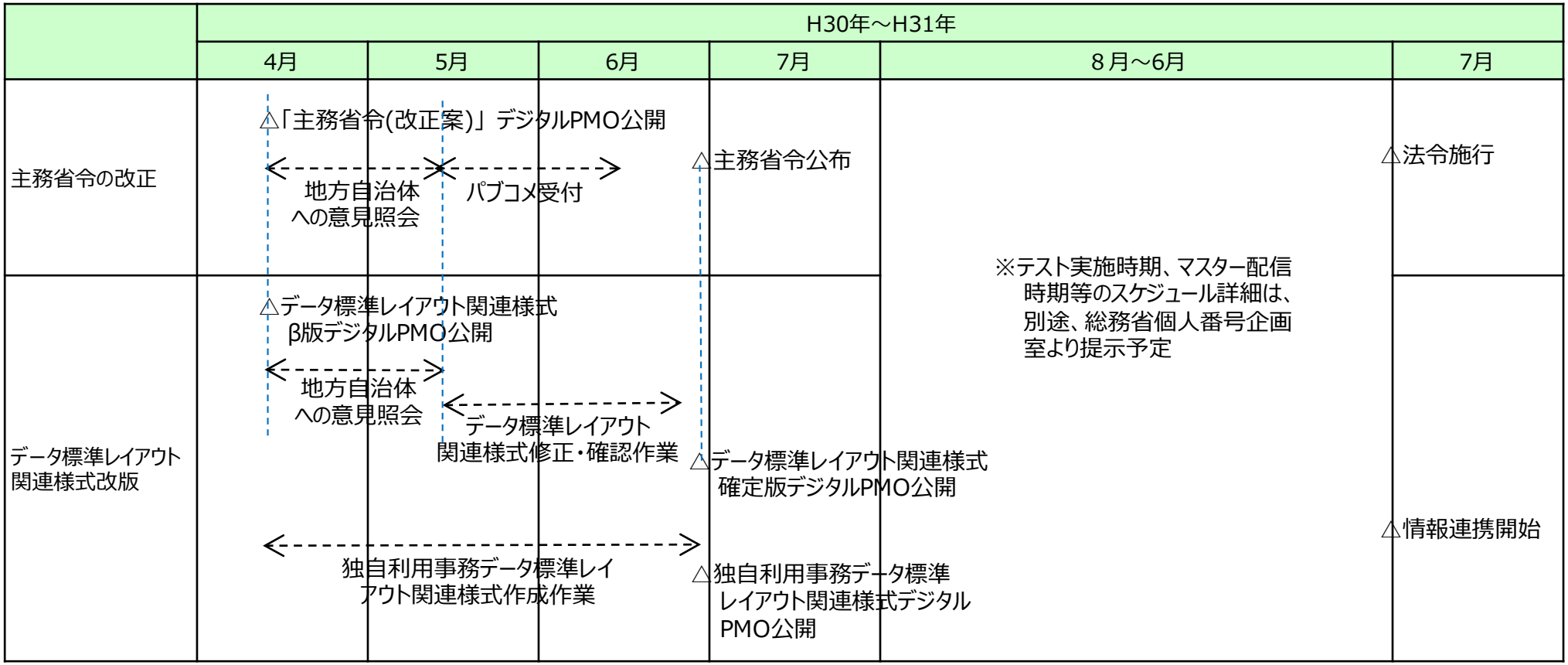

（参考）別表第二主務省令のこれまでの改正経過と今後のスケジュールについて

○　初回制定（平成26年12月12日公布済）
≪主な内容≫
・番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定①

○　第１次改正（平成28年９月12日公布済）
≪主な内容≫
・番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定②

○　第２次改正（平成28年９月12日公布済）
≪主な内容≫
・番号法制定後に、別表第二に追加された事務・情報の範囲を具体化して規定

○　第３次改正（平成29年5月26日公布済）
≪主な内容≫
・番号法別表第二の委任を受けて、情報連携（情報照会／情報提供）できる事務及び情報の範囲を具体化して規定③

○　第４次改正（平成29年７月14日公布済）
≪主な内容≫
・給付型奨学金関係（日本学生支援機構法改正に伴う改正）
・平成30年7月版データ標準レイアウトと省令の整合性の確保

平成29年７月
情報連携開始分

○　第５次改正（平成30年３月31日公布済）
«主な内容»
・国民健康保険法、雇用保険法施行規則、障害者総合支援法改正に伴う改正
・平成30年7月版データ標準レイアウトと省令の整合性の確保等

平成30年７月
情報連携開始分

○　第６次改正（平成30年６月末に公布予定）
«主な内容»
・平成31年７月に向けたデータ標準の整備と併せて省令の内容を追加

平成31年７月
情報連携開始分

平成31年７月向けデータ標準レイアウト改版の主な内容について

１　地方分権一括法案におけるマイナンバー法等改正への対応

今国会に提出中の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第８次地方分権一括法案）において以下のマイナンバー法の改正等が盛り込まれており、この対応として以下の事務の連携情報を追加。

対象事務	追加する連携情報
予防接種実施事務	障害者関係情報
予防接種実費徴収事務	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報
障害者支援施設等への入所の措置等に係る費用徴収に関する事務	地方税関係情報

２　他の法令改正等への対応

他の法令改正等に対応してデータ項目や事務手続等を追加。主な内容は以下のとおり。

- ➢ 税制改正による地方税関係情報のデータ項目の追加（「同一生計配偶者」の項目を追加）
- ➢ 障害者総合支援法の改正による新規事務手続の追加

３　その他

データ標準レイアウト関連様式の精度向上を行う。主な内容は以下のとおり。

- ➢ 事務手続名の明確化

例：（変更前）「保険料の減免」　（変更後）「国民健康保険料の減免」

- ➢「データ項目説明」（様式Ｂ）の追記、詳細化

例：「自己負担額合計」の項目説明を変更（特定個人情報番号４）
（変更前）高額介護合算における介護分の自己負担額合計を指定する。
（変更後）高額介護合算における介護分の自己負担額合計を指定する。
なお、高額介護サービス費の年間上限の支給がある場合はその額を控除した後の額とする。

利用拡大の検討状況

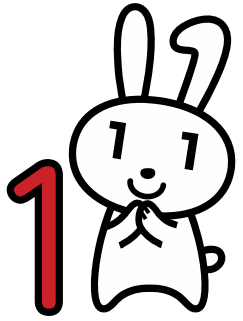

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第８次地方分権一括法案）によるマイナンバー法等の改正について

○予防接種法による予防接種の実施等の事務処理において、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正）

予防接種法による予防接種の実施等の事務処理において、必要な特定個人情報をマイナンバー制度による情報連携の項目に追加することにより、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

（施行日：Ⅰ～Ⅳ ⇒ 公布の日、
Ⅴ ⇒ H31.7.1）

マイナンバー制度による情報連携の範囲

対象事務	連携情報	改正前	改正後
Ⅰ　予防接種実施事務	予防接種実施関係情報	○	○
	障害者関係情報	×	➡ ○
Ⅱ　予防接種実費徴収事務	地方税関係情報等	○	○
	生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報	×	➡ ○
Ⅲ　小児慢性特定疾病医療費支給事務	地方税関係情報等	○	○
	医療保険給付関係情報	×	➡ ○
Ⅳ　特定医療費支給事務	地方税関係情報等	○	○
	医療保険給付関係情報	×	➡ ○
Ⅴ　障害者支援施設等への入所の措置等に係る費用徴収に関する事務	障害者関係情報等	○	○
	地方税関係情報	×	➡ ○

○マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするため、入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることを可能とする等の規定を整備
（児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法の改正）

入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、本人又はその扶養義務者の収入状況に関する報告要求等の規定を整備することにより、マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携が可能となる（※）。
この連携により、添付書類を省略でき、住民の利便性向上や地方公共団体の事務処理の効率化に資する。

※地方税法上、職員に守秘義務が規定されているため、情報連携を可能とするには、行政機関が本人に対して収入の状況に関する報告を求める権限（報告要求）等を個別法に規定する必要がある。

報告要求等の規定がないため、
地方税法上の守秘義務があり、情報連携不可

⇩

マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携が可能に

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

マイナンバー法
附則第六条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

未来投資戦略2017　（平成29年６月９日閣議決定）（抄）

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」④

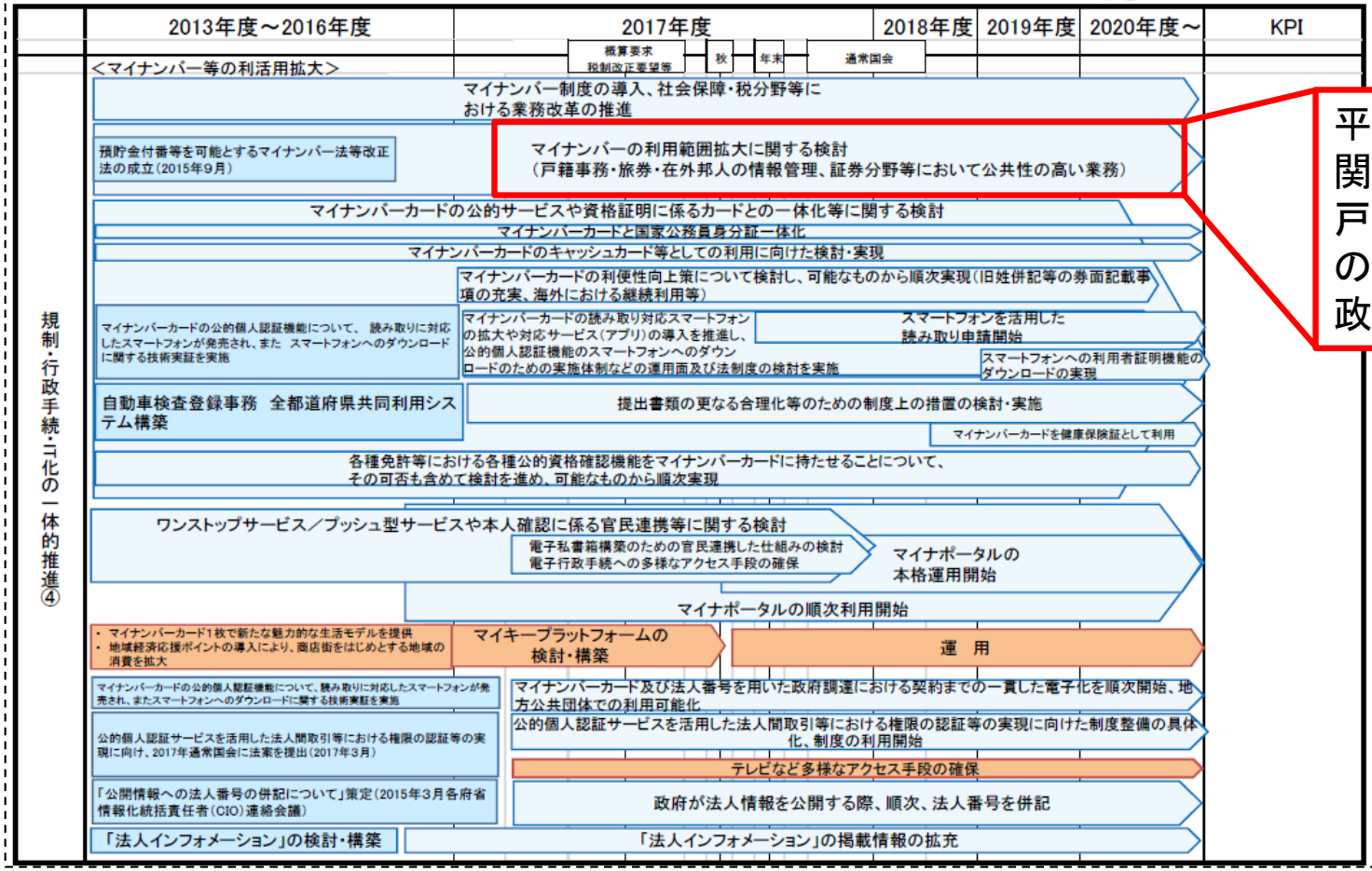

平成31年通常国会への
関連法案の提出を念頭に、
戸籍事務、旅券事務　等
の公共性の高い業務について、
政府内で検討中。